

このお仕事で働く皆様へ



越谷特別市民
ガーヤちゃん

越谷市公契約条例に基づき

賃金の下限額※

が定められています。

※条例では、賃金の下限額のことを「労働報酬下限額」と呼びます。

支払われた賃金が労働報酬下限額より低いと思う場合は、市又は元請業者に申し出ることができます。

申し出をしたことにより、不利益な取り扱いを受けることはありません。

令和7年度労働報酬下限額（令和7年3月25日告示）

建設工事

公共工事設計労務単価の90%を基準とする額

（下表のとおり）

【令和7年度 労働報酬下限額（建設工事）】

（単位：円）

No.	職種	労働報酬下限額		No.	職種	労働報酬下限額		No.	職種	労働報酬下限額	
		時給	日額（8H）			時給	日額（8H）			時給	日額（8H）
1	特殊作業員	3,139	25,112	18	さく岩工	4,377	35,016	35	左官	3,555	28,440
2	普通作業員	2,858	22,864	19	トンネル特殊工	4,107	32,856	36	配管工	3,049	24,392
3	軽作業員	1,992	15,936	20	トンネル作業員	3,454	27,632	37	はつり工	3,353	26,824
4	造園工	2,880	23,040	21	トンネル世話役	4,545	36,360	38	防水工	3,882	31,056
5	法面工	3,522	28,176	22	橋りょう特殊工	3,972	31,776	39	板金工	3,792	30,336
6	とび工	3,578	28,624	23	橋りょう塗装工	3,949	31,592	40	タイル工	3,004	24,032
7	石工	3,589	28,712	24	橋りょう世話役	4,467	35,736	41	サッシ工	3,544	28,352
8	ブロック工	3,398	27,184	25	土木一般世話役	3,420	27,360	42	屋根ふき工	3,758	30,064
9	電工	3,297	26,376	26	高級船員	4,253	34,024	43	内装工	3,713	29,704
10	鉄筋工	3,555	28,440	27	普通船員	3,432	27,456	44	ガラス工	3,510	28,080
11	鉄骨工	3,207	25,656	28	潜水士	5,378	43,024	45	建具工	3,165	25,320
12	塗装工	3,634	29,072	29	潜水連絡員	4,050	32,400	46	ダクト工	3,285	26,280
13	溶接工	3,859	30,872	30	潜水送気員	3,960	31,680	47	保温工	3,083	24,664
14	運転手（特殊）	3,454	27,632	31	山林砂防工	3,578	28,624	48	建築ブロック工	3,213	25,704
15	運転手（一般）	3,015	24,120	32	軌道工	6,559	52,472	49	設備機械工	3,117	24,936
16	潜かん工	4,118	32,944	33	型わく工	3,510	28,080	50	交通誘導員A	2,104	16,832
17	潜かん世話役	4,894	39,152	34	大工	3,375	27,000	51	交通誘導員B	1,879	15,032

業務委託及び指定管理協定 時給 1, 160円

越谷市では、越谷市公契約条例（平成28年条例第51号）を平成29年4月1日より施行しています。条例に関する情報は越谷市ホームページをご覧ください。



越谷市ホームページ

越谷市総務部契約課 TEL048-963-9131